

## 産科医療補償制度の申請期限は 満5歳の誕生日までです

産科医療補償制度は、重度脳性まひのお子さんとご家族を支援する制度です。

補償対象は、平成21年1月1日以降に出生したお子さんで、次の基準をすべて満たす場合、補償の対象となります。

- ・在胎週数33週以上で出生体重2,000g以上、または在胎週数28週以上で所定の要件
- ・身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ
- ・先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ

※生後6ヶ月未満で亡くなられた場合は、補償の対象となりません。

補償対象に認定されたときは、補償金が支払われるとともに、脳性まひ発症の原因分析が行われます。

申請できる期間は、お子さんの満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

詳しくは、出産した分娩機関、または産科医療補償制度専用コールセンターまでご相談ください。

### ◆問い合わせ

産科医療補償制度専用コールセンター

☎03-5800-2231

受付時間 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

子育て教室

なかよし広場



時 間 午前10時～11時15分

料 金 無料

対 象 町内在住の方

### ◆申込・問い合わせ

子育て支援センター ☎84-3499

福祉課社会福祉班 ☎84-1257

## はり・きゅう・マッサージ等 施設利用券の申請

町内にお住まいの65歳以上の方が、町に登録のある施設で、はり・きゅう・マッサージを受ける場合、1回1,000円、年間で最高24回まで助成が受けられます。

なお、施設利用券の発行枚数は申請月によって変わります。

申 請 先 福祉課

持参するもの ・印かん

・生年月日の確認できるもの

### ◆申請・問い合わせ

福祉課社会福祉班

☎84-1257

## 自立支援医療(育成医療)と 未熟児養育医療の 取扱窓口が変わります

4月から自立支援医療(育成医療)・未熟児養育医療の取扱窓口が、県健康福祉センター(保健所)から町に変更になります。

### ◆問い合わせ

自立支援医療 福祉課障害福祉班

☎84-1257

未熟児養育医療 健康管理課総務班

☎82-3400

### ◎1歳児クラス(H23.4.2～H24.4.1生まれ)

とき	内 容	と こ ろ	駐車場
4月19日(金)	光町保育園であそぼう		
5月28日(火)	親子で触れ合ってあそぼう	子育て支援センター	光町保育園駐車場
6月14日(金)	歯みがき指導・歌あそび		

### ◎2歳児クラス(H22.4.2～H23.4.1生まれ)

とき	内 容	と こ ろ	駐車場
4月18日(木)	光町保育園であそぼう	子育て支援センター	光町保育園駐車場
5月21日(火)	リズムあそびをしよう	町民会館大ホール	役 場 駐 車 場
5月23日(木)	つくってなかよし広場	光町中央幼稚園隣接 なかよしルーム	光町中央幼稚園 駐 車 場
5月24日(金)			
6月11日(火)	歯みがき指導・歌あそび	子育て支援センター	光町保育園駐車場
6月25日(火)	なかよしクリッキング	子育て支援センター	光町保育園駐車場

※つくってなかよし広場は予約制です。いずれかの日にちをお選びください。